

とよはし議会だより委員会 御中

公開質問書

平成 27 年 9 月 2 4 日

絃基会 寺本泰之

平成 27 年 6 月議会のとよはし議会だよりには以下の（□の中）理由で寺本泰之の一般質問は掲載されませんでした。

編集委員会より

寺本議員の一般質問については、編集委員会においてルールに基づき編集方法、編集内容について、本人と協議致しましたが、一致をみることができませんでした。そこで今回は残念ながら標題に対する質問・答弁の掲載を見送ることになりました。

上記理由内容を寺本は全く納得できません。議員にとって一般質問は、行政の問題点を質問し、行政側の責任ある回答を求めるものです。その情報を住民に伝える身近な手段が、各世帯に配布される「議会だより」です。したがって議員は、住民に最も伝えたい情報を「議会だより」に投稿しています。その投稿内容を、議会事務局と編集委員会が変更することは選挙で選ばれた議員活動に対する人権侵害です。

つきましては、今回の不掲載について下記の質問をいたしますので、ご回答をお願い申し上げます。回答は文書にて 10 月 7 日午後 3 時までにお問い合わせいたします。こちらより議会事務局へ取りに伺います。

記

質問事項

- 1、寺本が掲載を提出した原稿は 2 ページにある通りです。この原稿について不掲載にあたりと決定した部分を明記してください。またその理由をお答えください。
- 2、編集委員会と議会事務局は、2 ページの原稿をどのように変更したかったのか、変更したかった文章をお答えください。また変更したい理由をお答えください。
- 3、とよはし議会だより編集委員会規約には不掲載の規定はない。議会事務局と編集委員会が投稿者（議員）の提出した原稿を変更できるのは、いかなる権限に基づくのか。また投稿者と協議の一致ができない場合に不掲載にできるのはいかなる権限に基づくのか、ご説明ください。

■ 寺本が提出した原稿（議事録から議会だよりのルールによって作成した原稿）

寺本の質問

入札制度検討会議の会長さんの堀内副市長に1点だけ確認させていただきます。最低制限価格制度は安価、高品質の仕事を提示しても最低制限という価格を1円でも切ったらダンピングのおそれありということで、調査もされずに失格にされる制度と違いますか。違っていたら違っている説明をお願いします。

答弁

答えないとあらぬ方向に解釈されそうなので、答えますが、今日は最低制限価格ということターゲットにしておりました。これまで寺本議員は低入札価格調査について、ずっと議論をされてきました1円でも下回ったら切るということは断じてならないことだと思います。「努力をした者が報われない制度は亡国制度だと、最少の経費で最大の効果を上げることが地方自治体の役割ではないかと、きょうも言っていました、そういうようにずっと言われてきたわけです。そして低入札価格調査というものを対象にして、寺本議員は豊橋市を相手取って訴訟を起こされました。そして1審、高等裁判所まで行きました。1審2審の判決は両方とも低入札価格調査というものは適正なものであって、決して自治体の裁量権を逸脱したものではないということで判決が下っているわけです。それで今回は、最低制限価格です。

しかし、寺本議員の主張というのはずっと変わっていない。同じことを言っているわけです。既に判決が出て、きちんと整理がされているものを、もうそろそろやめませんか。ということでこの制度については適正なものだということに考えております。

以上です。

以上